

電報サービス認可料金表の一部改正
新旧対照

旧	新																						
<p>▲電報サービス認可料金表</p> <p style="text-align: right;">実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 通則 通常電報及び定文電報に関する料金 附則</p> <hr/> <p>通常電報及び定文電報に関する料金</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(1) 通常電報の種類</td> <td>通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) 有料言語数の計算</td> <td>通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報	(2) 有料言語数の計算	通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。	<p>▲電報サービス認可料金表</p> <p style="text-align: right;">実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次 通則 通常電報に関する料金 附則</p> <hr/> <p>通常電報に関する料金</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(1) 通常電報の種類</td> <td>通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) 電報料の適用</td> <td> <p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	(2) 電報料の適用	<p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p>
区 分	内 容																						
(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漢字電報</td> <td>かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報	漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報																
区 分	内 容																						
かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																						
漢字電報	かな電報で使用できる文字等のほか、当社が別に定める文字等を使用する電報																						
(2) 有料言語数の計算	通常電報及び定文電報の有料文字数は、通信文に使用した文字等(濁点、半濁点及び空白を除きます。)の数とします。																						
区 分	内 容																						
(1) 通常電報の種類	通常電報には、次の種類があります。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">漢字かな電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																		
区 分	内 容																						
漢字かな電報	当社が別に定める文字等を使用する電報																						
(2) 電報料の適用	<p>ア 通常電報の電報料は、通信文を記載する紙面 1 頁ごとに適用します。</p> <p>イ 基本額は最初の 1 頁に適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等(空白を含みません。以下同じとします。)の文字数は 300 文字を上限とします。</p> <p>ウ 加算額は 2 頁以降追加する 1 頁ごとに適用するものとし、その紙面 1 頁あたりに記載できる通信文の文字等の文字数は 420 文字を上限とします。</p>																						

新旧対照

旧	新
---	---

2 料金額。

区 分	単 位	料金額	
1 通常電報	(1) かな電報	1 通ごとに 基本額 (25 字まで) 累加額 (追加 5 字までご とに)	300 円 (税込価格 330 円) 40 円 (税込価格 44 円)
	(2) 漢字電報	1 通ごとに 基本額 (25 字まで) 累加額 (追加 5 字までご とに)	440 円 (税込価格 484 円) 60 円 (税込価格 66 円)
2 定文電報	1 通ごとに	300 円 (税込価格 330 円)	

2 料金額

区 分	単 位	料金額
通常電報	基本額	最初の 1 頁 1,200 円 (税込価格 1,320 円)
	加算額	追加する 1 頁ごとに 300 円 (税込価格 330 円)

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 11 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。